

レジョレンス

575

ウルグアイ・ラウンド等を背景とするわが国
農政改革の動向

アメリカ合衆国憲法修正第二条の解釈の変容

明治後期における日本の国家間賠償（二）

12

1998

国立国会図書館
調査立法考査局

明治後期における日本の国家間賠償(二)

伊藤 信 哉

目次

- 序 本稿の目的と構成
- 第一章 具体的賠償事例 (以上五七四号)
- 第二章 賠償に至らなかった事例 (以下本号)
 - 一 日清戦争関連
 - 二 第二次防穀令事件
 - 三 日露戦争
 - 四 楊尊三事件
- 第三章 参考事例
 - 一 メイン号爆沈事件
 - 二 ターボ号事件(附・千島艦事件)
 - 三 ハワイ防疫焼却事件
 - 四 サンフランシスコ邦人食堂襲撃事件

① 本稿の目的は、日清戦争から明治末までの間(明治後期)に、日本が関係した国家間賠償の諸事例を紹介するとともに、それらの特徴について考察することである。前号では、実際に賠償がなされた事例を二三例とりあげ、その概要を紹介した(第一章)。

② 本号ではまず、賠償の合意には至らなかったものの、交渉の過程でそれが解決条件として提起されるなど、注意を要する事例を七例とりあげる(第一章)。日本の巡洋艦が、日清戦争の冒頭に英国汽船を撃沈した「高陞号事件」や、日清戦争で、朝鮮が受けた被害を補填すると名目で計画されたものの、結局実現には至らなかった「朝鮮への寄贈金一件」などがここで紹介される。

③ 続いて第三章において、金銭の授受はあったものの、国家間賠償とはいいたい事例を五例、参考事例として紹介する。ここでとりあげるのは、たとえば「ハワイ防疫焼却事件」のように、在留邦人が居留

五 メキシコ炭礦事故

第四章 明治後期の国家間賠償の特徴

一 「賠償の五類型」の確認

二 明治後期の国家間賠償の特徴

三 変化の背景

結 まとめ — 今後の課題 —

国の国内司法手続により賠償を獲得した事例である。また米西戦争のきっかけとなったことでも有名な、米国戦艦メイン号の爆沈事件に際して、たまたま同艦に乗り組んでいた日本人乗員にたいして、米国政府から手当金が支払われた件なども、ここで紹介する。

④ 第四章では、これら明治後期の諸事例のなかに見出される特徴について考察する。まず、筆者が前稿「明治前期における日本の国家間賠償(一)」(本誌五六四号)において提示した「賠償の五類型」、すなわち

- ・ 国際違法行為に対する法的義務の履行としての損害の補填のうち、直接の被害者が国家であるもの
 - ・ 国際違法行為に対する法的義務の履行としての損害の補填のうち、直接の被害者が私人であるもの
 - ・ 紛争の政治的解決のための金銭の給付
 - ・ 戦費賠償
 - ・ 領土等の授受に伴う金銭の給付
- という国家間賠償の五つのパターンによって、明治後期の諸事例の整理も可能であるという点を確認する。

⑤ 続いて当時の国家間賠償の特徴を、明治前期の諸事例と比較しながら明かにする。具体的には、明治後期の諸事例には「賠償支払国となる事例の減少」「第四類型の事例における賠償金額の増大」「国内事件を契機とする賠償事例の減少」「賠償事例の発生場所の多様化」といった特徴があることを確認する。

⑥ さらにこのような変化の背景として、日本人の海外への進出、国内治安の改善、日本政府の国際法の習熟、国際社会における日本の相対的な「地位」の変化、などが考えられることを指摘する。

明治後期における日本の国家間賠償 (一)

伊藤信哉

目次

序 本稿の目的と構成

第一章 具体的賠償事例

(以上五七四号)

第二章 賠償に至らなかった事例(以下本号)

一 日清戦争関連

二 第二次防毅令事件

三 日露戦争

四 楊尊三事件

第三章 参考事例

一 メイン号爆沈事件

二 ターボ号事件(附・千島艦事件)

三 ハワイ防疫焼却事件

四 サンフランシスコ邦人食堂襲撃事件

五 メキシコ炭礦事故

第四章 明治後期の国家間賠償の特徴

一 「賠償の五類型」の確認

二 明治後期の国家間賠償の特徴

三 変化の背景

結 まとめ—今後の課題—

第二章 賠償に至らなかつた事例

本章では、賠償の合意には至らなかつたものの、交渉の過程でその授受が解決条件として提起されるなど、当時の国家間賠償の特徴を考えるうえで注意を要する七つの事例をとりあげる。

一 日清戦争関連

①高陞号事件

一八九四(明治一七)年七月二五日、日清戦争の口火を切る豊島沖海戦が行われた。その際、日本の巡洋艦浪速が清国政府の備船を撃沈し、ここに「高陞号事件」が発生する。

浪速艦長の東郷平八郎大佐は、清国政府に備われたイギリス汽船高陞号の処理を命じられ、まず同船を停止させた上で臨検をおこなった。そして同船が、清国兵一三〇余名と弾薬とを輸送中であることを確認したため、これを引致すべく同船に抜錨と随行を命令。しかし高陞号船長は、自分が現在、清国兵から銃剣を以て恫喝されており、命令に従うことは不可能である旨を回答してきた。そこで浪速側は船長以下乗組員の退船を命じたが、船長はふたたび、

清国兵の脅迫のためその不可なることを伝えてくる。浪速はやむなく、さらに警告を発したあとで、雷撃と砲撃により同船を撃沈。同船乗組員七五名のうち、船長以下三名を救助したが、残る乗組員と清国兵の多くは溺死した。

事件の第一報が伝わると、イギリスの輿論は俄然硬化化する。同国政府もまた、八月三日付の駐英日本公使宛照会により、日本側の責任を追及する姿勢を示した。しかし撃沈までの詳しい経緯が判明すると、日本側のとった措置が国際法上、妥当なものであったことが明かになる。また上海の英国海事審判所が日本に有利な判断を下し、さらに英国を代表する国際法学者ウェストレイク(Westlake, John)、ホランド(Holland, Thomas E.)両博士も、それぞれ『タイムズ』紙上に見解を発表して、日本の行動を是認したことから、イギリス政府もこれを認め、以後日本側の責任を追及することはなかった。

②天橋丸事件

日清開戦の直後、日本の商船天橋丸がその事実を知らずに清国の大沽に入港し、そのまま清国政府に抑留されるといふ事件が起った。同船とその乗組員は、清国側の好意によりほどなく解放、日本に送還されたが、平和回復後に同船の船主および荷主は日本政府にたいし、抑留によって生じた損害の補填を訴え出た。

これに対し日本政府は「交戦ヨリ生シタル損害ニ対スル要求ハ「中略」媾和条約ノ締結ト共ニ、特ニ保有シ置キタルモノ、外総テ消滅スルモノナレハ、今日ニ於テ清国政府カ、交戦ヨリ生シタル損害ニツキ帝国臣民ヨリ要求ヲ受クルノ責ナシ」また「帝国政府ハ交戦ヨリ生シタル損害ニ対シテハ「中略」政略上ヨリハ格別法律上之ヲ賠償スルノ義務ナシ」(『日本外交文書』第二七卷二冊、文書七八三附記一、ただし適宜説点を付した)として要求に応じず、また今後同種の請願がなされた場合にも、一切それらに応じないことを閣議決定した。

③ シドニー号事件

日清戦争中の一八九四(明治二七)年一月五日、日本の軍港警備艦筑波が、神戸港においてフランス民間会社の郵船シドニー(Sydney)号を臨検し、乗船客の米国人二名と同行の清国人一名を拘束した。その理由は、米国人らが清国政府との契約に基き、その軍事技術によって日本への敵対行為に従事するため、清国への渡航を企てていたというものであり、その証拠として雇傭契約書などが押収された。なお、シドニー号はこれら三名の拘束ののち、ただちに解放された。

これらの措置に対し、フランス公使は日本側に抗議を申し入れ、フランス国籍の船舶に日本政府の管轄権は及ばな

いと主張する。また、在神戸フランス副領事は兵庫県知事を通じて、同船の抑留により発生した損害の賠償を要求した。日本側はこれらの抗議に対し、臨検および米国人らの拘束は、交戦国としての当然の権利を行使したにすぎないと反論。結局、フランス側が日本側の主張の正当性を認め、賠償の要求も立消えとなり、事件はそのまま落着いた。

④ 朝鮮への寄贈金一件

一八九五(明治二八)年七月から翌月にかけて、駐朝日本公使井上馨は、朝鮮国王に三度にわたり内謁した。その目的は、両国関係改善のため国王と忌憚なく意見を交換し、その疑念を解くことにあった。

その際井上公使は、本国からの訓令に従って、朝鮮に対して三〇〇万円を寄贈する旨の申し入れをおこなう。寄贈の趣旨は、今回の戦争で朝鮮半島の黄海、平安、忠清各道が日清の戦場となったこと、またそれが同地方の農作物の減収をもたらし、ひいては朝鮮政府の財政事情を悪化させていることなどから、今回の戦争で朝鮮が被った「損傷ヲ填補スル」(『日本外交文書』第二八卷一冊、文書一四八附属書)というものであった。ただし寄贈の時期については、日本側で議会の賛成を得る必要があるため、臨時議会が召集される秋以降になるとした。

しかし予定されていた臨時議会は召集されず、そのため

本件は通常議会で審議をまっことなつたが、同年一月八日に、親日派のクーデタである乙未の変(閔妃殺害事件)が発生したため、その混乱の中で本件も立消えとなつた。

この寄贈金については、朝鮮側が要求したのではなく、日本側が自主的に支払を申し出たものである。しかし日清戦争による損害を填補するとの名目のもと、両国の関係改善という政治的目的をもって計画されたものであり、これが実施に至ってれば、やはり他の事例と同様に、国家間賠償の一例となつたと考えられる。

二 第二次防穀令事件

一九〇一(明治三四)年七月二三日、韓国皇帝は、翌月二五日以降米穀の輸出を禁ずるとの詔勅、いわゆる「防穀令」を發した。日本側は、当時の韓国が全般的にみて凶作の虞れの少いこと、また禁輸の対象が米以外の雜穀にまで及ぶのは条約違反であることなどを理由に、その実施に反対した。

防穀令は、翌月予定どおり施行されたが、日本側の主張を受けて米以外の穀物は対象から外される。また同国の重要な輸出品目である米の長期にわたる禁輸は、その経済に深刻な打撃を与えるおそれがあり、同令は施行後八〇日は

どで解除された。

日本側は、防穀令の実施期間の短かつたこと、また条約の解釈等につき自国の主張がほぼ貫徹されたことなどを評価し、第一次事件とは異り、賠償などの要求は一切行わなかつた。

三 日露戦争

一九〇四(明治三七)年一月に始まつたロシアとの戦争に對して、日本政府が投じた国費は一八億二六二九万四八三円九二銭九厘に達した。そのため講和會議において日本側は、ロシア側に一二億円の軍費賠償(軍費払戻金)の支払を求めたが、これがロシア側の峻拒に遭つて実現をみなかつたことは周知の通りである。

なお講和條約第一三条は、日露兩國の俘虜を相互に送還することを定めると共に、その「保護給養」に要した費用を算出し、差額を清算することを定めた。この規定に基き日本側は、一九〇七(明治四〇)年一月二三日、ロンドンにおいて英貨四八六万四四〇ポンド一九シリング六ペンス(四七四五万二四八五円三三銭八厘)を受領している。しかし講和會議での、この規定についての日露全権のやりとりからみても、これは政治的な意味合いの含まれない純然たる経費の償還と捉えるべきものであつて、賠償とはみな

しがたい。

四 楊尊三事件

一九〇六（明治三九）年二月、関東都督府奉天警務署内にて清国人楊尊三が、日本人巡査によって斬り殺された。日本側は清国側の問合せに対し、同人が取調中に逃亡を図り、さらに警備の巡査に危害を加えようとしたため、正当防衛の措置としてこれを斬殺したと報告する。しかし清国側はこれに納得せず、遺体の検分を行ったうえで、同人は巡査によって一方的に殺害されたと主張、当該巡査の処罰と賠償の支払を要求した。当時両国間には、満洲地方における警察権、また日本軍軍律の適用範囲をめぐる争があり、清国側はこれらの要求とあわせて、奉天警務署の廃止と、同署内に勾留中の清国人三名の即時引渡しを求めた。⁽¹⁾

その後、清国側の交渉担当者である趙爾巽奉天総督の転任が決り、それを機に本件も、蓋平漁業公司事件（第一章九参照）などと併せて解決を図ることとなる。結局清国側が賠償などの要求を取下げ、一方、日本側も同人を斬殺した巡査を処分し、また今後かかる行為が繰返されぬよう取締を強化することとなった。⁽²⁾その後、日本側は当該の巡査を諭旨免職に処し、ここに事件は落着いた。⁽³⁾

第三章 参考事例

本章では、金銭の授受はあったものの国家間賠償とはいえない事例、たとえば在留邦人が居留国政府と直接交渉し、金銭を受領した事例などを紹介する。

一 メイン号爆沈事件

一八九八（明治三一）年二月一日、米国戦艦メイン（Maine）号は、スペイン領キューバのハバナ港にて、突如爆発をおこし沈没した。この「メイン号爆沈事件」は、米西戦争勃発の直接原因の一つとなった著名な事件であるが、同号には邦人九名が料理人などとして乗り組んでおり、彼らのうち七名が犠牲となった。これら日本人の損害および犠牲性に対し米国政府は、米国人乗組員やその遺族などに対するのと同様、その損害を補填し手当金を支給することとした。

その結果、生存者二名は合計して五八〇余ドルを、また死亡者七名のうち、五名の遺族は、合せて一四二一ドル一三セントを、米国政府から受領した（残る死亡者二名の分については不明である）。⁽⁴⁾

二 ターボ号事件 (附・千島艦事件)

一八九八(明治二八)年五月二日、長崎港においてイギリス汽船ターボ (Turbo) 号と、日本の巡洋艦浪速の衝突事故が発生した。ターボ号を所有するイギリスの民間会社は同月二十七日、同国領事館および神奈川県庁を通じて海軍省に損害の賠償を要求する。しかし海軍省側は調査の結果、事故の責任はターボ号側にあるとして、八月二十七日に神奈川県知事を通じて、これを拒絶する旨回答した。

同年一〇月二十九日、英国公使は日本側に、事件について再考を求める。また同時に本件の処理を、両国および第三国の海軍士官の合議による裁定に委ねることを提案した。これに対し日本側は、事件について日本側に何の非もないこと、またこの種の事件を、かかる裁定に委ねる国内法規の存在しないことを理由に、これらの要求および提案を拒絶した。

その後、海軍省と民間会社が直接に協議することとなり、同年一二月一二日に妥協が成立。海軍省がターボ号の修理代実費として日本紙幣金一五一〇円を支払う代りに、会社は修理中の滞在費用の請求を抛棄することとなった。^⑥

なお、本件に類似する事例として「千島艦事件」がある。これは一八九二(明治三五)年一月、瀬戸内海の愛媛県

興居島沖において日本の水雷砲艦千島が、イギリス郵船と衝突し沈没した事件で、郵船の所有者であるイギリスの民間会社と、会社の責任を追及する日本政府の争となった。

領事裁判権の関係から、日本側が会社に八五万円の賠償支払を求める裁判は、横浜のイギリス領事館で開かれたが、会社側が反訴を起したことからその解決は長引き、一八九五(明治二八)年九月になって漸く、イギリス外務省の斡旋による和解が成立。会社は訴訟費用を負担したほか、日本政府に一万ポンド(九万九千五百二十六銭)を支払った。^⑦

これらの事件では、最終的に民間会社自身が、実質的にも形式的にも紛争の一方の当事者として、自らの判断によって事件を落着かせている。したがってそこで支払われた金銭についても、それを国家間の賠償とみることは適切でないと思われる。

三 ハワイ防疫焼却事件

一八九九(明治三二)年二月から翌年三月まで、ハワイ諸島においてペストが発生し、七〇余名が罹患した。ハワイ当局はその制圧に努め、その一環として罹患者家屋の焼却を行う。しかし一九〇〇(明治三三)年一月二〇日にホノルルで行われた焼却作業は、付近の日清西国人街への飛火を招き、街全体に及ぶ大火を引起了。その被害は日

本人に関するものに限っても、焼失家屋二七六棟、家屋や財産を喪った者は三五八九名に及んだ¹⁹⁾。

事件に対し現地の邦人は、ただちに当局に対して損害の賠償を要求する。これに対しハワイ政府は、被害者側に著しく不利な賠償特別法廷を設置するなど、誠意ある対応を示さなかった。そのため日本政府は、ホノルル領事館を通じてハワイ政府に働きかける一方、駐米日本公使や駐日米国公使を通じて米政府の注意を喚起し、事件への善処を求めた。

その結果、一九〇一（明治三四）年四月に新たな賠償法廷の設立が決定され、同年五月から翌年六月まで請求の受理および審理が行われた。そして日本人被害者に関しては、請求件数二五七四件、請求額六三万九七四二ドル九九セントに対して、三三万三七三〇ドル一〇セントの支払がハワイ当局に命じられた²⁰⁾。

本件の賠償は、あくまでもハワイ当局と在留邦人の間のものである。また事件に対して日本政府が行った、米政府の注意を喚起する措置についても、日本側はそれを、外交的保護権の発動とはみなしていないようである²¹⁾。したがって本稿でも、これらの点を考慮して、本件を国家間賠償の事例から除外した。

四 サンフランシスコ邦人食堂襲撃事件

一九〇七（明治四〇）年五月二〇日、サンフランシスコ市内にて、日本人の経営する洋食堂および風呂屋が暴徒約五〇名に襲撃され、家屋の窓ガラスが破砕されたほか、家具・什器類が掠奪された。また、そのほかの邦人が経営する食堂数店に対しても、この前後数日に亘り、営業妨害などの嫌がらせがなされた。

日本政府は、連邦政府と事件の善後策につき協議を行う。そして、暴徒の行為に由来する損害については市がその責任を負う旨のカリフォルニア州法上の規定²²⁾に基づき、被害者が直接、サンフランシスコ市に賠償を求めることとなった。連邦政府もまた、これを全面的に支援することを約した。

その結果、連邦検事の支援を受けた被害日本人店主らを原告とし、サンフランシスコ市を被告とする裁判が開始される。しかし翌年三月には、両者の間で解決条件についての合意が成立し、店主らの要求額五七五ドルに対して、市が四五〇ドルを支払うことで決着した²³⁾。

この賠償は、アメリカに居住する被害者が、現地の法律にしたがい当局から直接に受領したものであり、さきに述べたヴァンクレーヴァー暴動（第一章二〇参照）とは異り、国家間賠償とはいえない。しかしその本質は、排日運動によ

り損害を被った在留邦人に対し、在留国側がそれを補填したという点で共通している。

なお、この時期、サンフランシスコでは日本人商店に対して、同じような排外主義に基く嫌がらせが頻りになされていたようである。²³⁾

五 メキシコ炭礦事故

一九一〇(明治四三)年九月三〇日、メキシコのラス・エスペランサス(Las Esperanzas)炭礦、パラウ(Palau)第二坑にて爆発事故が発生した。事故により日本人礦夫一五名が犠牲となったが、炭礦会社は、犠牲者のうち東洋移民合資会社が扱った一一名に対して、契約に基き一二〇メキシコドルを「賑恤金」として支払うこととなった。一方、他の移民会社が扱った四名のうち二名についても、遺族の要求により、炭礦会社から弔慰金として四〇メキシコドルが支給されることとなったが、この支払が実際に行われたかどうかは明かでない。また残る二名については、遺族からの請求の記録もなく、その結末は不明である。²⁴⁾

第四章 明治後期の国家間賠償の特徴

本章では、以上紹介してきた諸事例のなかに見出される

特徴について考察する。考察に際しては、筆者がさきに本誌五六三―四号に発表した「明治前期における日本の国家間賠償」(以下前稿とする)の内容を踏まえ、そこで紹介した幕末維新期から日清戦争前まで(明治前期)の諸事例と比較するが、その特徴を明かにする。

一 「賠償の五類型」の確認

筆者は前稿において、明治前期における日本の国家間賠償の諸事例を、次の五つの類型によって整理した。

- ・ 国際違法行為に対する法的義務の履行としての損害の補填のうち、直接の被害者が国家であるもの(第一類型)
 - ・ 国際違法行為に対する法的義務の履行としての損害の補填のうち、直接の被害者が私人であるもの(第二類型)
 - ・ 紛争の政治的解決のための金銭の給付(第三類型)
 - ・ 戦費賠償(第四類型)
 - ・ 領土等の授受に伴う金銭の給付(第五類型)
- 本稿はこれまで、日清戦争から明治末まで(明治後期)の国家間賠償の諸事例をみてきたが、筆者はこれらについても、この五類型によって整理することができる。本節では以下、この点について確認することにした。
- ① 国際違法行為に対する法的義務の履行としての損害の補填(第一・第二類型)

国家間賠償の第一・第二類型は、国際法に違反する行為を契機として実施されるものである。そのうち、違法行為の直接の被害者が国家であるものを第一類型と呼び、私人であるものを第二類型とよぶ。ただし国際違法行為の存在について、賠償を支払う側がこれを認める必要がある。

明治後期に日本が関与した国家間賠償の事例のなかには、第二類型に属するものが少からず見受けられる。たとえばスエレス号事件は、日本の軍艦が他国の民間船舶を、国際法に違反して公海上で臨検したもので、日本政府はその非を認め賠償の支払を約した。また牛莊事件では、ロシア將兵が在留邦人の財産を掠奪したことについて、当時日本の利益保護国であった米国の領事が、ロシア側の責任を追及し、その非を認めさせた上で賠償金を受け取っている。さらに、日露戦争中に日本の軍艦が英国汽船を不当に拿捕したイーストリー号事件、公海上で日本獵船がロシアの軍艦に拿捕された三重丸事件なども、この第二類型に属する事例と考えられる。

一方、第一類型に属する事例は、明治後期の諸事例中には見当たらない。しかし日清開戦に際して、帰国途中の日本領事一行が清国兵から暴行を受けた重慶号事件^(註)については、もしそれが賠償金の支払にまで発展していれば、この第一類型に分類される事例になったものと考えられる。

②紛争の政治的解決のための金銭の給付(第三類型)

国際違法行為の認定を経ることなく、紛争の迅速かつ穏便な解決のために支払われるのが、この第三類型の賠償である。ただし政治的解決ではあっても、戦争などの武力紛争のあとに支払われるものは次項で述べる「戦費賠償」となり、これとは区別される。

明治後期の諸事例を見ると、この第三類型の賠償も数多く見出される。たとえばハワイ移民入国拒絶事件で、ハワイ共和国政府は自らの法的責任を認めなかったものの、和解のために賠償金を支払っている。また朝鮮国王播遷事件のように、問題の早期解決のため、暴動に関する韓国政府の責任にあえて触れなかったものや、日本が自発的に救恤金を与えることで問題を処理したアントイオピ号事件も、この類型に該当する。そのほかヴァンクローヴァー暴動や杭州暴動、第二辰丸事件、日露戦争に関する諸雑件の処理、パロス号事件も、ここに属する事例といえる。

③戦費賠償(第四類型)

戦費賠償とは、戦敗国が戦勝国に対して行う金銭給付の一形態で、しかも第三類型と同じく「国際違法行為を契機とする法的義務の履行としての損害の補填」には当たらないものをさす。本稿で取上げた事例としては、日清媾和条約第四条に基く軍費賠償金と、北清事変に対する賠償金とが

その典例である。このほか日清講和条約第八条に基く威海衛占領経費の一部肩代りについても、軍費賠償金と同じく、その決定が日本の軍事的勝利を基礎として為されていることから、この第四類型に属するものと判断される。

④領土等の授受に伴う金銭の給付 (第五類型)

賠償の第五類型とは、国家間で行われた領土や大規模な公有財産の授受に際して、いわば代価として支払われた金銭にたいし、これを賠償と呼んだ例である。明治前期の事例としては一八七五(明治八)年の樺太千島交換条約によるものがあり(前稿第二章二を参照)、本稿でとりあげた事例としては遼東半島還付に伴う報償金が挙げられる。また撫順炭礦問題での賠償は、問題の政治的解決を図るための金銭給付という、第三類型としての性格を持つ一方で、炭礦採掘権の移転による金銭給付という、第五類型としての側面も有している。

以上、五つの類型についてそれぞれ説明したが、これまで見てきたように、明治後期の諸事例についても、この五類型にもとづいて整理しうるものと考えられる。もちろん、総ての事例がこの五類型のいずれか一つに分類されるわけではなく、たとえば撫順炭礦問題のように、複数の類型にまたがる事例も存在する。また鴨緑江事件のように、筆者

が今回参照した資料のみでは、どの類型に属するかを、ただちには判断しがたい事例もある。しかし本稿で取上げた諸事例をみるかぎり、この五類型のいずれにもあてはまらない、全く新たな賠償類型を必要とするような事例は見当らない。

二 明治後期の国家間賠償の特徴

次に、明治後期における国家間賠償事例の特徴を、明治前期の事例と比較しながら考察する。

①賠償支払国となる事例の減少

本稿で紹介した二三の事例中、日本が賠償の受領国となった事例は一八例であって、明治前期(八例)に較べて大きく増加している。一方、支払国となった例は五例で、明治前期の一五例から大幅に減少している。

もちろん、前稿および本稿で紹介した事例は、当時の賠償事例のすべてを網羅するものではなく、特に第二類型に属する事例は、ほんの一部をとりあげたに過ぎない。しかし一般的な傾向として、日本が賠償支払国となった事例は、明治前期に比べ減少したと判断できる。

別言すれば、日本は明治前期においては主として「賠償を払う側」であったのに対し、明治後期になると総じて「賠償を受取る側」になったということである。

②賠償の種類からみた変化

前節でも触れたが、明治後期の諸事例中には、第一類型に属するものが見当らない。これに対し明治前期にはヒューズケン事件、東禅寺事件、大阪オランダ公使館事件^①と、第一類型の賠償事例が数例発生しており、両者はこの点で相違がみられる。

また第四類型、すなわち戦費賠償に属する事例としては、明治前期には生麦事件、下関砲撃事件、台湾出兵があり、後期には日清媾和条約および北清事変があるが、両者を比較すると、後者は前者に較べて賠償の規模が格段に大きくなっていることが判る。

③事例の発生場所の多様化

明治前期と比較して、後期の諸事例に特徴的なのは、その大半が国外で発生した事件を契機としていることである。もちろんパロス号事件やイーストリー号事件のように、日本国内での事件を契機として賠償が実施された事例もあるが、鴨緑江事件や牛莊事件、第二辰丸事件やヴァンクレーヴァー暴動など、その大半は日本の領域外で発生した事件や問題によって、国家間賠償の授受がなされている。これに対し明治前期の場合、パークス英公使遭難事件やヘレン・ブラック号事件をはじめ、神戸港税関事件、長崎事件、オマハ号事件など、日本国内での事件が国家間賠償に発展した事例

が、数多くみられる。

また一口に国外と言っても、明治前期には朝鮮半島や台湾など、日本の周辺地域に限られていたが、明治後期になると事件の発生場所は、北米大陸やハワイ、清国南部やベリリング海にまで拡がりを見せている。

④諸外国との関係の変化

賠償交渉の過程を観察して気がつくのは、日本が朝鮮（韓国）に対してばかりでなく、清国に対しても、強い態度をとるようになったことである。日清媾和条約の交渉において、日本が強圧的な態度にでたことはその性質上自然であるが、その後も第二辰丸事件や蓋平漁業公司事件、楊尊三事件などで、日本は清国に対して強い姿勢を見せるようになった。明治前期に発生した日朝間の第一次防穀令事件^②において、日本が清国の動向にきわめて敏感に反応したことと比較すると、この点には特に目を引かれる。

一方で欧米諸国も、日本との交渉に際して、明治前期、とりわけ幕末維新期とは違った態度を見せるようになった。たとえば高陞号事件やシドニー号事件で、日本側の措置の法的正当性が明かになると、英仏両国はただちにその賠償要求を取り下げている。またヴァンクレーヴァー暴動でカナダ政府は、駐日英国公使を通じて直ちに遺憾の意を表明したほか、事件発生から三か月も経たないうちに賠償金を日

本側に交付した。さらに三重丸事件でロシア側は、早い段階で日本の主張を受け容れ、その拿捕が不当であったことを認めている。一方、北清事変で欧米諸国と日本は、一致協力して清国側の攻撃に対処し、また賠償の要求でも足並を揃えた。

これらの事例における、欧米諸国の日本に対する姿勢は、かつて生麦事件で、居留民三名の死傷に対して五〇万ドルもの賠償を要求し、また堺事件で、日本側の責任が明確でないにも拘らず、関係者の処刑と一五万ドルの支払を強請したときのそれとは、大きく異なるものである。^②

三 変化の背景

ではなぜ、このような変化が生じたのか。本節ではその背景について検討する。

①日本人の海外への進出

まず第一に挙げられるべきは、日本の官民の海外への進出である。明治維新以降、日本および日本人は、国家あるいは個人として、朝鮮半島や中国大陸をはじめ、世界各地に進出していった。そしてその進出に伴い、国家間賠償につながる事件もまた、世界各地で発生するようになっていったのである。

たとえばハワイ移民入国拒絶事件やヴァンクーヴァー暴

動、杭州暴動などは、いずれも日本人の進出に対する現地人の反撥が背景となっている。日本人の林業や漁業、あるいは宗教による海外進出の企図が、賠償事件の間接的な原因となった事例もある(鴨緑江事件、蓋平漁業公司事件および東本願寺事件)。また日清戦争や北清事変、撫順炭礦問題や絶影島土地租借問題などでも、日本の海外進出の動きが、直接間接に事件に影響している。

さらに参考事例として掲出した、サンフランシスコ邦人食堂襲撃事件やハワイ防疫焼却事件、メキシコ炭礦事故なども、事件の発生には日本人の海外への進出が深く関係している。

②国内治安の改善および国際法の習熟

一方、日本国内での事件を契機とする賠償例が減少し、また日本が賠償支払国となる事例が減少した理由として、ひとつには、国内の治安の改善があげられる。明治前期において、日本が賠償支払国となった事例の多くは、幕末維新の混乱の中で発生した事件を契機とするものであった。そのため明治も後期となり、国内の治安が改善されることによって、国家間賠償に発展するような不祥事件の発生も減少したと考えられる。

また、日本政府の国際法に対する習熟も、この趨勢に寄与したと考えられる。たとえば、明治前期に発生した神戸

港税関事件は、政府当局の国際法に違反する措置が、国家間賠償にまで発展したものである。しかし日清戦争の頃になると、高陞号事件およびシドニー号事件にみられるように、国際法の規定を十分に踏まえた上で、外国船舶に対して臨検などの措置がとられるようになっていく。

もちろん、日清戦争以後、国際法に違反する行為が皆無となったわけではない(たとえばスエレス号事件)。しかし日露戦争中に多数の中立国船舶が捕獲されたが、日本の捕獲が不当であったために賠償を支払った事例が、ほとんど見当たらないという事実は、当時の日本政府の国際法に対する、習熟の度合を示すものと考えられる。

③ 国際社会での日本の「地位」の変化

さらに指摘すべきは、この時期における、国際社会での日本の相対的な「地位」の変化である。明治維新後、日本は近代化を急ぐとともに、欧米諸国と対等な関係を築き上げること努力した。また日清・日露戦争に勝利を収め、大陸に著実に地歩を築いていった。このような趨勢の中で、日本は清国に対して強い態度で臨むようになり、また欧米諸国も日本に対して、幕末維新の頃とは異なる姿勢で対応するようになったと考えられる。すなわち、明治後期の賠償事例の特徴として見出される、諸外国との関係の変化は、国際社会での日本の相対的な「地位」の変化を反映したも

のとみることができるといえる。

結 末とめ — 今後の課題 —

以上、本稿では、日清戦争以降明治末までの時期において、日本が関与した国家間賠償の諸事例を紹介するとともに、それらを明治前期の諸事例と比較し、その特徴と変化について考察した。さらに変化の生じた背景についても検討を加えた。さらには次のように要約される。

- ・ 明治前期の諸事例を整理するのにも有効である。「賠償の五類型」は、明治後期の事例を整理する際にも有効である。
- ・ しかし明治前期の諸事例と比較した場合、後期の諸事例は「賠償支払国となる事例の減少」「第一類型に属する事例の消滅」「第四類型の事例における賠償額の増大」「国内事件を契機とする賠償事例の減少」「賠償事例の発生場所の多様化」「賠償交渉過程における、日本と、清国および欧米諸国との関係の変化」といった特徴を有する。

・ このような変化の背景としては、日本人の海外への進出、国内治安の改善、日本政府の国際法の習熟、国際社会における日本の相対的な「地位」の変化、が考えられる。このような結論を踏まえた上で、今後検討すべき課題を幾

つか挙げてみたい。

ひとつは、右の要約のような日本の国家間賠償の傾向が、大正期になっても継続したのかという点の確認である。また「賠償の五類型」が、大正期の諸事例においても適用可能であるかという問題もある。これら二つの点については、今後執筆を予定している「大正期における日本の国家間賠償」において、詳しく検討することにした。

さらに、掘り下げた分析、個別的かつ理論的な精査が必要な課題も存在する。

その第一は、本稿において提示した「変化の背景」の、詳細な分析である。前稿でも触れたが、これらの個々の要因が個別の事例のなかで、それぞれどの程度の重みをもったのか。また、これらは相互にいかなる関係にあったのか。さらに、たとえば先に挙げた「日本人の海外への進出」にしても、中国方面への進出とハワイ・北米方面へのそれとは、その性格に大きな相違がみられ、個別の賠償事例にも少からぬ影響を及ぼしたと考えられるが、これをどう評価できるのか。しかし、本稿ではこれらの点について触れることができなかった。

第二は、賠償概念そのものの変化の分析である。国際関係のありかたや戦争の規模などが大きく変っていった明治・大正時代、賠償の概念およびその内実は、その中で具体的に

にどのように変容・転換していったのか。またこの変化に対して、現実の国際社会の変化や、国際法の発達はどう関わっていったのか。これらの問題の究明のためには、当時の国際社会の変化や国際法の発達過程を踏まえた、より理論的な研究が必要である。したがって、この二つの課題については、今後さらに別の機会をとらえて考察を試みることにしたい。

注(1) 事件については高橋作衛「英船高陞号之撃沈」(国際法外交論

纂第一巻) 清水書店、一九〇三年、陸奥宗光「蹇々録」(明治期外交資料研究会「日清講和関係調書集」第二巻、クレス出版、一九九四年所収) 一九三―二〇六頁。関係史料は『日本外交文書』第二七巻二冊、文書七〇九―二九。

なお、日本政府も事件の詳細が判明する以前の時点で、とりあえず駐日英国臨時代理公使を呼んで、今後日本側の処置に不当な点が発見された場合には「相当ノ補償」をなす旨の約束を与えている(陸奥、前掲書、一九七頁)。

(2) 『日本外交文書』第二七巻二冊、文書七五五附属書一―一四、文書七七五―一八三。

(3) 事件については『日本外交文書』第二七巻二冊、文書九一二―二七。また同巻同冊、文書九〇三―一五も参照。

(4) 本件については鹿島守之助『日本外交史』第四巻、鹿島研究所

出版会、一九七〇年、三五四―五頁、また『日本外交文書』第二八卷一冊、文書二四八―五四。なお乙未の変に関して日朝間で賠償の授受は行われていない。

(5) 本件についての基本的な外交史料は『日本外交文書』第三四卷、文書五〇二―三三。「防毅令」と、第一次防毅令事件（一八八九―一九三三）について詳しくは、前掲『日清講和関係調書集』第一巻、一九九四年、七二―四頁、唐沢たけ子「防毅令事件」『朝鮮史研究会論文集』六号、一九六九年、および拙稿「明治前期における日本の国家間賠償」『レファレンス』五六三号、一九九七年一月、七四―五頁。なお、本稿では便宜上、本件を「第二次防毅令事件」と呼んだが、同令に関連する日韓の紛争は、この二度に限られるものではなく、一七年の間に二七件発生したとする説もある（唐沢、前掲論文、七〇頁、『日本外交史辞典』新版、山川出版社、一九九二年、「防毅令事件」の項）。

また「米穀の輸出禁止」と、国内の流通までもが制限の対象となる「防毅令」とは、必ずしも同義ではない（『日本外交文書』第三四卷、文書五〇六附属書および文書五〇八）が、当時においても両者は、しばしば混同されていた。

(6) 臨時軍事費および各省臨時事件費の支出実額、ならびに一九〇七（明治四〇）年度から一九一五（大正四）年度までに関係費用として一般会計から支出された、九六二・三万六三三八円四八銭六厘を合した額。これらの詳しい内訳および調達方法については、

大蔵省『明治大正財政史』第五卷、財政経済学会、一九三七年、六七〇―七二七頁、大蔵大臣官房財政経済調査課『日清日露両戦役及世界大戦に於ける我が戦時財政―千倉書房、一九三七年、三五―八および四四―六頁、また神山恒雄「戦費とその調達」（奥村房夫監修・桑田悦編『近代日本戦争史』第一巻、同台経済懇話会、一九九五年所収）。

(7) 講和会議に関しては、たとえば外務省（信夫淳平稿）『小村外交史』下巻、新聞月鑑社、一九五三年、一一一―六二頁、小木曾照行「ポーツマス講和会議」（信夫清三郎・中山治一編『日露戦争史の研究』河出書房新社、一九五九年所収）。外交史料としては『日本外交文書』第三七・三八巻別冊五、第六章、文書五五―三三七。

(8) 講和条約の正文は『条約彙纂』改訂第一巻、一九三六年、二四七三―八六頁。

(9) 一九〇七（明治四〇）年一月三日着小村駐英大使宛林外相宛電信第一四五号（外務省外交史料館所蔵記録52832「日露戦役ニヨル両国俘虜収容費関係雑纂」所収）。なお邦貨換算額は、同年度一般会計決算に計上された金額に基く（前掲『明治大正財政史』第三巻、一九三八年、三五―一頁）。

(10) 『日本外交文書』第三七・三八巻別冊五、第六章、文書二九四附記二、四九五―六頁。

(11) 本件に関する基本的史料は『日本外交文書』第四〇巻二冊、文

書二二〇一七（ただし、同巻所収の他の文書も、本件にしばしば言及している）。なお、本件では主に双方の現地出先機関（清国奉天総督と日本総領事）が交渉にあたっており、中央の外交機関は直接にはこの問題に関与していない。

(12) 『日本外交文書』第四〇巻二冊、文書二二一六。また警察権と軍律をめぐる両国の争については、文書二〇七九も参照。

(13) 同右、文書二二三および文書二二三附屬書。

(14) 同右、文書二二五七。

(15) 『日本外交文書』第三二巻二冊、文書七三六一五五。また事件そのものについては Thomas B. Allen, "Remember the Maine?" *National Geographic*, Vol. 193, No. 2, Feb. 1998.

(16) 事件の経緯については鹿島、前掲書、第四巻、一四八頁、また『日本外交文書』第二八巻二冊、文書二二九五—三〇四。協定の調印は二月一三日、金員の支払は一九日に行われた（『日本外交文書』第二八巻二冊、文書二二〇一）。

(17) 千島艦事件については、尾佐竹猛「千島艦事件解題」（吉野作造編『明治文化全集』第六巻（外交篇）、日本評論社、一九二八年、四〇—三頁。明治文化研究会編纂の同書第三版、一九六八年では第一巻（外交篇）、三八—四〇頁に所収）。また主な外交史料として『日本外交文書』第二五巻、文書一一三—一八、第二六巻、文書一一三—一五、第二八巻一冊、文書一八七—一九〇がある。本件は、本稿が対象とする時期より前に発生したものであるが、参考のため

め掲出した。

(18) 事件の詳細は、森田栄「布哇日本人発展史」眞栄館、一九一五年、五八三—六〇七頁、木原隆吉編著「布哇日本人史」文成社、一九三五年、五三—三九頁、入江寅次「邦人海外発展史」上巻、移民問題研究会、一九三八年、四五一—六頁、相賀安太郎（漢芳）『五十年間のハワイ回顧』五十年間のハワイ回顧」刊行会、一九五三年、八一—九二頁、ハワイ日本人移民史刊行委員会「ハワイ日本人移民史」増補再版、ハワイ報知社、一九七七年、一五七—一九頁。外交史料としては『日本外交文書』第三三巻、文書四四三—七八、第三四巻、文書六九三—七〇八。被害家屋数、また家屋および財産を喪った人数については、森田、前掲書、五九四頁に掲げるが、この大火による死傷者数については不明である（入江、前掲書、四五三頁）。

なお、当時のハワイは、すでに米国に併合されてはいたが、一九〇〇年六月に同国の准州となるまでの移行期にあった。

(19) この請求および受領額には、マウイ島カフルイにて、防疫のため家屋を焼却処分された邦人の損害分が含まれる。

(20) 『日本外交文書』第三三巻、文書四七三および四七五。なお「外交的保護」とは、自国民が外国でその生命身体財産に損害を被ったとき、その母国が損害の生じた国に対し、適切な救済を図るよう求める措置であり、その結果支払われる賠償についても、国家間賠償の一形態とみなされる。この点については、拙稿「明治前

期における日本の国家間賠償(口)「レファレンス」五六四号、一九九八年一月、一三〇頁を参照された。

(21) Political Code of California, Article 4452 (『日本外交文書』第四〇巻三冊、文書一九四六)

(22) 事件に関する記録は『日本外交文書』第四〇巻三冊、文書一九三六―七六、一九八八、二〇〇三、二〇二六、二〇四八、二〇九八、第四二巻二冊、文書一六二二。

(23) 『日本外交文書』第三九巻二冊、文書一一二九―三一、一一五三、第四〇巻三冊、文書一八五三、一八八五、二〇四五―七参照。事故については、日墨協会日墨交流史編集委員会『日墨交流史』

P.M.C出版、一九九〇年、三二五―八頁、『日本外交文書』第四三巻二冊、文書八一―一四、第四四巻二冊、文書八五―一六、第四五巻一冊、文書二六四、二六六―七、二六九―七〇。また事故にさきだつ一九一〇(明治四三)年二月にも、パラウ第三坑にて爆発事故が起っている。この際犠牲になった邦人礦夫一名の遺族に対して、弔慰金が支給されるとの話があったが、実際の支払がなされたかどうかは不明である。こちらについては、前掲『日墨交流史』三二四―五頁、『日本外交文書』第四三巻二冊、文書八〇九―一〇、第四四巻二冊、文書八五七、第四五巻一冊、文書二六五、二六八。ちなみに、九月の事故で死亡した現地労働者に対しては、見舞金として二五メキシコドルが支払われたとのことである(前掲『日墨交流史』三一八頁、『日本外交文書』第四五巻一冊、

文書一六九)。

(25) 前号、注(38)参照。

(26) 前稿および本稿の作成にあたって、事例蒐集の基礎としたのは『日本外交文書』であるが、もともとそこに収録しうる記録の量は限られており(たとえば杭州暴動についての記録は『日本外交文書』には収められていない)、特に第二類型に属する事件については、その多くが割愛されている。そのほか火災などによって史料そのものが消失したため(前掲『日清講和関係調書集』第一巻、二―三頁参照)、その存在すら確認できなくなった事例も少なくないと考えられる。

(27) これらの事件はいずれも、幕末維新期の日本に駐割する外交官またはその公館が、邦人による襲撃または侵入によって被害を受けたものである(前稿第一章一および五を参照)。

(28) 林董『後は昔の記他』東洋文庫、一九七〇年、七〇―二頁。

(29) 生麦・堺の両事件については、前稿第一章一および二を参照。

(いとつ) しんや・外交防衛課)